

江名子小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和4年5月10日改定

令和7年4月1日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

高山市では、平成18年11月20日児童・生徒が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても学校職員はもちろん、保護者、地域の方々そして児童と連携し合っていじめを撲滅する不断の努力をしていく覚悟である。

1, いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等に努めていく。

そのため、児童に関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等にあたらなければならない。「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。

家庭においては、児童がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりのある心を育てていくよう機会をとらえて訴えていく。

本校では、市こども未来部、県子ども相談センター、民生児童委員、PTA等、関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備し、いじめ問題の未然防止や早期解決を目指す。

(2) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

(3) 学校としての構え

- ・江名子小学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、全児童を守る。
- ・どの子もかけがえのない一人として大切にするという教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・江名子小学校すべての教職員が一致協力し、組織的に対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、「一人ひとりを人間として大切にする」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・いじめに対しては、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携しながら見届ける。

2, いじめの未然防止の取り組み (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を許さないという意識を高めるよう、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないこと等について、教育活動全体を通じて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「自分の居場所がある」ということが感じられるような心に寄り添う教育相談に努める。
- ・地域との連携行事等で地域の方と協働することによって、自己有用感を高める。
- ・児童会活動の中でもいじめの未然防止に取り組む。いじめを生まない風土作りのために、委員会活動も子どもたちと一緒に考えて進める。

(2) 「わかる・できる」が実感できる授業づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに学び合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・資質能力「挑戦する力～願いを持ち試行錯誤してやりぬく力」の育成を目指し、小さな一歩を踏み出し続ける指導に教職員も挑戦していく。
- ・学年の実態に応じた教科担任制を実施し、児童がより達成感を味わえるように教師の特性を生かした授業を進める。
- ・授業の後半で「チャレンジタイム」を位置づけ、学びえた力を活用し自律的に学習に取り組む時間を確保する。

(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・江名子校区の地域の様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、

確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。

- ・差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる江名子小学校づくりを進める。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・タブレットやスマートフォン、通信型ゲーム機等の取扱い上の課題や留意事項について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、トラブルへの適切な対応に関する啓発や最新の情報モラル教育等についての指導を外部指導者講習など活用して充実させる。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童間の話し合いを計画・運営したり、保護者や地域の方も交えた交流会を行ったりする等、自治的な活動を充実する。
- ・「話そう！語ろう！わが家の約束運動」などを活用し、ネットリテラシーを育むPTAの活動を充実させる。

3, いじめの早期発見・早期対応の取り組み

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施や定期的な生徒指導交流や学年別の教育相談部会等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討し改善を図る。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等、全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を週一回の終礼などで日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。
- ・スクールカウンセラーや相談員、スクールソーシャルワーカー等の役割を明確にし、外部機関とも連携した専門性を生かした教育相談の体制を整える。
- ・3日以上たっても変化が見られないときは別途具体的な方針を立て直す。
- ・アンケート結果は5年間保存とする
- ・「いじめの解消」とはいじめの行為が止んでいる状態が3か月継続している状態とする

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係を築くよう、日頃から児童の理解に努める。
- ・「スマイルサポーター制度」を実施するなど、担任以外にも相談できる環境作りに努めることや、SCと一緒に集団適応指導などの授業を行うことでSOSの出し方教育を充実させる。
- ・定期的に児童との懇談を位置付け、一人一人と寄り添う時間を確保する。

- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、アセスメントに基づいて、保護者や関係機関等と積極的に連携し、それぞれの役割を明確にして対応する。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議や夏季休業中等の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、事後の指導を親身になって行う。いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に振り返る指導を大切にする。いじめを受けた側、いじめた側の両方の保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・規則正しい生活が心身の健康を保つと考え、年に二回睡眠調査を実施し、児童の実態を知るとともに睡眠の大切さを考える機会として家庭と連携しながら取り組む。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために日頃から高山市教育委員会や警察、子ども相談センター、江名子町民生児童委員、江名子小学校運営協議会、保護者代表等とのネットワークを大切に、普段からの情報の共有と、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

（６）相談窓口の周知

- ・学校内外に相談できる場があることを、児童はもちろん保護者に対してもＰＴＡ総会や学級の懇談会で伝えたり、ＳＣのカウンセリングの機会を通信等で全家庭に知らせたりする。

3. いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法：第22条）

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

【学校職員】

◎校長 教頭 主幹
生徒指導主事 教育相談
教育相談コーディネーター
保健主事 養護教諭
特別支援コーディネーター
該当学年主任 該当学級担任
* 必要に応じて参加職員を校長が招集する。

【外部専門家 等】

保護者代表（PTA会長）
学校運営協議会委員
スクールカウンセラー
学校医
民生児童委員及び主任児童委員
警察
市教育委員会指導主事
* 必要に応じて学校長が依頼する。

4. いじめ未然防止の年間計画

月	取 組 内 容 (服をたたむ指導) (机を持ち上げて運ぶ指導)
4 月	・ P T A 総会等での「学校いじめ防止基本方針」説明 ・ 学校だより、W e b ページ等による「方針」等の発信 ・ 職員研修会の実施（方針と要援助児の実態の交流と対応） ・ 生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施（定期的に実施） ・ 高山市いじめ問題対策協議会における取組を全職員で共通理解
5 月	・ 教育相談週間に向けて、心のアンケート実施① アンケート結果により教育相談や対策委員会の開催 ・ hyper-QU の実施（1 回目 3・4・5・6 年生） ・ 保護者懇談（希望制）実施 ・ 全校道徳の実施（他者理解・自己理解）
6 月	・ 教育相談週間実施→教育相談の結果により対策委員会の開催 ・ hyper-QU の結果分析・活用 ・ 学校運営協議会でいじめ方針や心のアンケート結果の説明 ・ 生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施
7 月	・ 児童向け情報モラル研修 ・ 心のアンケート実施②

	・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・(県の第1回いじめ実態調査実施) ・三者懇談実施
8月	・職員研修会の実施 ・夏休み中の要配慮児童へ適宜指導 ・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施
9月	・心のアンケートの実施③ ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共通理解 ・第1回「教職員取組評価(学校評価に含む)」アンケート実施 結果により対策の見直し
10月	・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・hyper-QUの実施(2回目 3・4・5・6年生)
11月	・hyper-QUの結果分析・活用 ・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・教育相談週間実施 ・冬休み中のいじめ未然防止について児童に指導, 通信等での啓発
12月	・ひびきあい活動(各学級の実施発表) ・第2回「教職員取組評価(学校評価に含む)」アンケート実施 ・「保護者(学校評価に含む)アンケート」実施 ・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・(県の第2回いじめ実態調査実施) ・冬休み中の要配慮児童へ適宜指導
1月	・今年度の学校反省でいじめ未然防止・対応の取組の振り返り ・次年度教育課程策定において, いじめ未然防止・対応の改善を策定 ・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施
2月	・生徒指導委員会・いじめ未然防止対策委員会の実施 ・心のアンケート実施④ 今年度の取組をまとめ, 来年度への改善を行う ・次年度への引継として幼保小, 小中の引継を確実に行う。
3月	・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・Web ページ等による取組経過等の報告 ※ 必要があれば年度途中にも報告を行う。 ・学校運営協議会で今年度の取組や心のアンケート結果, 次年度の改善の説明 ・春休み中の要配慮児童へ適宜指導 ・次年度への引継を確実に行う。